

学童クラブ保護者 各位

日野市子ども部
子育て課長 仁賀田 宏

**「緊急事態宣言」に伴う
4月8日（水）以降の学童クラブの育成について（お願い）**

平素より、学童クラブ運営にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が令和2年4月7日に出され、**都民に外出自粛が要請されました。**

これを受け、学童クラブでも児童の濃厚接触を可能な限り回避し感染を予防するため、**疾病や仕事を休めない等、ご家庭での育成が困難な保護者に限り、育成を必要とする時間帯の受入れ**を行います。また、受入れ後に風邪等の症状が出た場合などは、保護者様にご連絡いたしますので、速やかな引取りをお願いします。

なお、**各小学校では午後1時まで児童の居場所が確保され、学校で昼食の提供もあることから、学童クラブは午後1時からの開所（受入れ）**となります。

記

1. 学童クラブの開所時間

- (1) **午後1時から開所**します。（土曜日を除く）
- (2) 三季休業コースの方は、学校の昼食の提供が始まる日の前日まで、学童クラブを利用できます。

2. 受入条件

- (1) **保護者の仕事や疾病等、ご家庭での育成が困難な場合**
- (2) **お子様に風邪の症状がなく、体調が良好である場合**

3. 健康観察カード

学校の居場所事業の利用にあたっては、お子様の体温を測定し健康観察を十分に行った上で参加することとなりますので、**「学校の居場所事業」に参加している日は、学童クラブに「健康観察カード」を提出して頂く必要はありません。**

※土曜日は「健康観察カード」の提出が必要です。

※「健康観察カード」が必要な方は、各学童クラブに連絡ください。

【裏面あり（欠席届について）】

学童クラブの「欠席届」について（お知らせ）

学童クラブ保護者各位

学童クラブの利用については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、引き続き、ご家庭での育成の協力をお願いしているところです。これに伴い、学童クラブを長期欠席するご家庭は「欠席届」を欠席される前日までにご提出していただけますと、学童クラブ費が免除または減額となります。

1. 当該月において、連続して15日以上欠席（土・日・祝日含む）することを事前に届け出た場合（例. 4月16日～30日、5月6日～20日）

当該月の学童クラブ費、延長育成費が2分の1減額となります。

2. 当該月において、全日数欠席することを事前に届け出た場合

当該月の学童クラブ費、延長育成費が免除となります。

※現在、5月以降の全日数欠席される方の届け出を受け付けています。4月分は、3月31日（火）までの申請となっておりますので、遡りでの免除はできません。

3. 注意事項

- ① 欠席する前日までが「欠席届」の提出期限です。
（郵送の場合は提出期限までに必着）
- ② 欠席届を提出した場合は、その期間の学童クラブの利用はできません。
- ③ 「欠席届」の用紙は、子育て課ホームページからダウンロード可能です。
- ④ 減免を受けるためには、欠席の連絡だけでなく必ず申請が必要となります。
- ⑤ 児童の疾病など、特別な理由の場合を除き、年間累計で2カ月以上の欠席届がある場合は退会となりますが、「新型コロナウイルス感染症の感染防止」を理由とする場合は、退会の扱いとはなりません。
- ⑥ 今後、新型コロナウイルス感染症の状況（終息）により、感染防止を理由とする費用の免除が適用されない場合があります。その際は、改めて保護者の皆様へ周知いたします。

4. 提出先

日野市役所子育て課子育て係 窓口または郵送

※受付時間 午前8時30分から午後5時15分（土日を除く）